

# 女性差別撤廃条約三〇年の軌跡

山下泰子

## 論文要旨

女性差別撤廃条約は、来年（二〇〇九年）採択三〇周年を迎える。その実施をモニターする女性差別撤廃委員会は、二〇〇七年に活動二五周年であった。

そうした節目の年を前に、委員会事務局が、ニューヨークの国連女性の地位向上部からジュネーブの国連人権高等弁務官事務所に移管された。選定書の適用もはじまり、委員会は、今後、准司法機関としての性格を強めていくことが考えられる。

本稿では、いまや一八五の締約国を擁する世界女性の権利章典・女性差別撤廃条約の三〇年の軌跡を追い、条約の影響を検討する。また、女性差別撤廃委員会の二五年間の活動を総括し、委員会の性格や締約国レポート審議の手順を考察する。

国際人権条約を真に実効性あるものにするには、NGOのサポートが欠かせない。そこで、女性差別撤廃条約の国家報告制度におけるNGOの役割にも言及したい。

## はじめに

### 第一章 女性差別撤廃条約三〇年の軌跡

- 一、世界女性会議と女性差別撤廃条約
- 二、締約国の推移

- 三、 選択議定書の導入
- 四、 女性差別撤廃条約の影響

## 第二章 女性差別撤廃委員会二五年の軌跡

- 一、 女性差別撤廃委員会の性格
- 二、 女性差別撤廃委員会の会合
- 三、 女性差別撤廃委員会の事務局体制

## 第三章 女性差別撤廃条約の国家報告制度

- 一、 国家報告制度の展開
- 二、 女性差別撤廃委員会の締約国レポート審議手順
- 三、 女性差別撤廃条約とNGO

おわりに

## はじめに

二〇〇八年は、女性差別撤廃条約にとって記念すべき年である。それは、同年一月を期して、女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women、以下「CEDAW」と称する）の事務局が、ニューヨークの国連本部にある女性の地位向上部（Division for the Advancement of Women、以下「DAW」と称する）から、ジュネーブの国連人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights、以下「OHCHR」と称する）に移転したことにある。これは、CEDAWが、女性の地位

委員会 (Commission on the Status of Women、以下「CSW」と称する)との強い連携関係からやや距離をおいて、人権条約機構としての活動にフォーカスする機構への変貌を意味する。一九九九年、個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書が採択されたことよって、CEDAWは、その性格を大きく変化させたのであり、女性差別撤廃条約の監視機構として准司法的性格を色濃くしている以上、この移転には大きな意義がある。

その関連で、同年一月の第四〇会期CEDAWから、日本国籍の委員が、外交官の斎賀富美子大使から林陽子弁護士に交代したことも歓迎したい。斎賀大使の個人的資質には一向関係のないことではあるが、CEDAWが国家から独立の専門家が個人資格で活動する組織である以上、国益に関係のないことが、委員選考の要件であるべきであり、また、林委員が法律家であることにも期待したい。歴代の委員も主張しておられたことではあるが、林委員が選択議定書の通報の処理に加わることで、この議定書の日本による批准の必要性をより強く主張されるのではないかと期待される。

二〇〇七年、女性差別撤廃条約にとって関係の深い二冊の本が上梓された。一冊目は『*The Circle of Empowerment: Twenty-five Years of the UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women (The Feminist Press, New York)*』である。一九八九年以来CEDAW委員を務めていたドイツのHanna Beate Schopp-Shillingが編者で、一九八七から一九九四年までCEDAW委員を務め、現在は国際女性の地位協会会長である赤松良子元委員が、『An important part of history』と題する一文を寄せている。CEDAWの二五年を回顧する本書の推薦文を、CEDAWを支えたNGO・国際女性の権利監視協会 (International Women's Rights Action Watch、以下「IWRAW」と称する)のRebecca J. Cook (Professor of International Human Rights Law, University of Toronto), Arvonne S. Fraser (Cofounder and former Director of IWRAW; former U.S. Ambassador to the UN Commission on the Status of Women), Marsha A. Freeman (Director of IWRAW) が書いているのも喜ばしい。

もう一冊の本は、まさにそのIWRAWの共同創設者で、国連女性の地位委員会のアメリカ代表を務めたArvonne S. Fraserの自伝『*She's No Lady: Politics, Family, and International Feminism (Nodin Press)*』である。Arvonneは、筆者がもっとも多くの影響を受けたNGOのリーダーである。一九八五年のナイロビでの出会い、一九八七年の筆者のミネソタ訪問をはじめ、初期のIWRAWの構成員の一人として活動させていただいた思い出が沸々と蘇る。

本稿では、女性差別撤廃条約の三〇年、CEDAWの二五年の軌跡を追い、今後の課題をあきらかにしたい。

## 第一章 女性差別撤廃条約三〇年の軌跡

### 一. 世界女性会議と女性差別撤廃条約

女性差別撤廃条約<sup>①</sup> (the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、以下「条約」と称する)は、一九七九年一月一日第三四回国連総会で採択された。国連女性の一〇年の熱気の中、固定化された男女役割分担観念の変革を中心理念とする条約は、ジェンダー平等達成のツールとして、華々しく登場した。

二〇世紀最後の四半世紀に、四回の世界女性会議が開催されたのは、条約にとって非常に幸いであった。一九七五年のメキシコ世界女性会議では、初の世界行動計画に条約の中心理念となる固定化された男女役割分担観念の変革がうたわれ、条約制定を優先課題とすることが明記された<sup>②</sup>。一九八〇年のコペンハーゲン世界女性会議では、前年末に国連総会で採択された条約の署名式が行われ、五七か国が署名し、早期の効力発生效に弾みをつけた。国連女性の一〇年後半期行動プログラムでも、国内における条約規定の実施と条約の署名、批准を促す条項が挿入され、さらにはCEDAWの監視活動についてまで言及された<sup>③</sup>。

かくして、翌一九八一年九月三日に、条約は発効し、一九八二年にはCEDAWが設立された。一九八五年のナイロビ世界女性会議では、ナイロビ将来戦略で条約の署名、批准を求め、条約にそった国内法の見直しを要請している<sup>④</sup>。それから一〇年ぶりに開催された一九九五年の北京世界女性会議の北京行動綱領では、条約は複数の部分で扱われ、とりわけ条約がタイトルとなったパラグラフでは、二〇〇〇年までのすべての国の加盟、留保の撤回、国内法・政策・慣行の見直し、実施状況に関するレポート策定へのNGOの参加、二〇条一項改正の早期受諾、選択議定書の起草を含む包括的な記述が行われた<sup>⑤</sup>。

その後、世界的なバックラッシュ傾向を背景に、世界女性会議は開催されず、二〇〇〇年に開催された「国連女性二〇〇〇年会議」は、第二三回国連総会特別会期という位置づけであった。しかし、その「政治宣言」も条約の普遍的な批准達成を確認し、「成果文書」でも、条約は複数

のパラグラフで言及され、CEDAWの一般的勧告や国別「最終コメント」への留意が書き込まれた。<sup>6</sup>二〇〇五年の「北京+一〇」閣僚級会合は、総会特別会期でもなく、第四九会期CSWの特別会期という位置づけで開催された。しかも、行動計画のような文書の採択はなく、A四サイズの用紙一枚の五項目からなる宣言が採択されたに過ぎない。<sup>7</sup>しかし、特筆すべきは、ここでも、北京行動綱領の国内実施と条約の相乗効果が強調されたことである。

## 二. 締約国の推移

女性差別撤廃条約採択から二八年。条約は、二〇〇八年二月一五日現在、一八五の締約国を擁する人権条約に成長した。この間の推移をみると、条約は一九八一年九月三日、第二七条第一項「この条約は、二〇番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三〇日目の日に効力を生ずる」の規定により、セントビンセント・グレナディンによる一九八一年八月四日の二〇番目の加入から三〇日目に効力を発生した。もともと初期の締約国には、北欧、欧州、社会主義圏、中南米、アフリカ、アジアとかなりバラつきがあり、地域的な偏りはみられない。翌一九八二年一〇月には、CEDAWが設立される。このときの締約国数は、前年から倍増し四五か国であった。一九八五年七月、ナイロビ世界女性会議当時は七一か国に増えている。一九九五年九月、北京世界女性会議時の締約国は一四五か国、この一〇年の増加は目ざましい。北京行動綱領がすべての国の批准を目指した二〇〇〇年六月、国連女性二〇〇〇年会議当時は一六五か国であり、二〇〇五年三月、「北京+一〇」閣僚級会合開催時は一七九か国を数えた。

現在、国連加盟国数一九三のうちの一八五か国、九五・九%が条約の締約国である。普遍的な加盟という目標に到達することはできていないが、宗教、経済状況、社会習慣、あらゆる違いを乗り越えて、これだけの締約国を擁していることの意義はまことに大きい。国連加盟国中、女性差別撤廃条約の未加盟国は、アメリカ、イラン、スーダン、ソマリア、カタール、パラオ、ナウル、トンガの八か国である。イスラム色の強いアラブ系の国や、南太平洋の小国はともかく、一九八〇年に署名したまま四半世紀も批准をしようとなしアメリカの姿勢には納得がいかない。

条約には、留保が多いことが常に問題になってきた。<sup>10</sup>しかし、CEDAWは政府レポートの審議のたびに、留保の撤回を求めており、国

内法を整備し、留保を撤回した国も多数ある。とにかく、締約国になり、実施レポート審議のテーブルに着くことで、条約の求める国際基準と自国の状況の乖離を知ることができ、性差別撤廃を政策に反映させることもできるのであって、未批准の状況から抜け出すことが重要である。

### 三. 選択議定書の導入

女性差別撤廃条約は、当初からいくつかの課題を抱えていた。その第一は、条約の実施措置が、国家報告制度に限定されていることであった。条約制定当時すでに自由権規約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約が、個人通報制度をもっており、制定過程でもCSWワーキンググループにおけるベルギーからの提案があったが、実らなかった。

それが、ようやく一九九〇年代になって、一九九三年のウィーン世界人権会議の「ウィーン宣言および行動計画」で、「請願権導入の可能性について直ちに検討すべき」とされると、一九九四年のマーストリヒトにおける専門家会議の女性差別撤廃条約選択議定書草案<sup>(13)</sup>、一九九五年一月の第一四会期CEDAWの提案第七「女性差別撤廃条約への選択議定書の諸要素」<sup>(14)</sup>が矢継ぎ早に策定され、一九九五年九月の第四回世界女性会議「北京行動綱領」においてCSWによる議定書策定への支援が各国政府に要請された<sup>(15)</sup>。こうして、一九九七、九八、九九年のCSWワーキンググループにおける審議を経て、一九九九年一月六日第五回国連総会でコンセンサスをもって選択議定書が採択された<sup>(16)</sup>。

選択議定書は、個人通報制度のみならず調査制度をも内容としており、二〇〇〇年十二月二二日発効、二〇〇八年一月二五日現在、九〇か国が締約国となっている<sup>(17)</sup>。二〇〇八年二月一九日現在、個人通報の決定済み一〇件、このうち受理事例四例である<sup>(18)</sup>。調査制度についても、メキシコに関する事例一件がすでに処理されている<sup>(19)</sup>。条約採択時から二〇年遅れのスタートとなったが、ようやく選択議定書の機能が動き出したことは喜ばしい<sup>(20)</sup>。

#### 四、女性差別撤廃条約の影響

女性差別撤廃条約の影響が直接示された事例に、政治分野での「クォータ制」の導入がある。法上の平等のみならず事実上の平等をめざす条約は、第四条で暫定的特別措置をとることを認めている。CEDAWは、一般的勧告第五号（一九八八年）および第二五号（二〇〇四年）で「暫定的特別措置」をとりあげ、とりわけ後者では、詳細な見解を示している。<sup>21)</sup>

暫定的特別措置が条約第四条に規定されたことで、それが逆差別とならない根拠となっており、政治の場での「クォータ制」導入が可能となり、女性議員割合の向上に貢献している。列国議会同盟のデータによれば、女性議員比率第一位のルワンダ（四八・八％）、第二位のスウェーデン（四五・三％）、第三位のコスタリカ（三八・六％）、第四位のノルウェー（三七・九％）は、いずれもクォータ制をとっており、女性比率一位までには、クォータ制をとっていないのは、第五位のフィンランド（三七・五％）と第八位のキューバ（三六・〇％）の二か国だけである。<sup>22)</sup> それらの国々の女性議員比率が、一九七〇年には、スウェーデン一四％、ノルウェーに至っては九％台だったことを想起すると、「クォータ制」導入の効果が明白である。<sup>23)</sup>

司法への影響も重要である。もつとも顕著な事例は、一九九四年のコモンウェルス諸国の裁判官セミナーにおける「女性の人權の保護のためのヴィクトリア滝原則宣言」に見られる。同宣言は、「コモンウェルス法域の司法官は、決定を下すにあたり、慣習法を含む国内憲法および国内法（コモンローおよび慣習法を含む）の規定を解釈・適用する際には、『女性差別撤廃条約』を参照しなければならない」としている。<sup>24)</sup> 選択議定書批准国においては、一層、司法における条約の適用事例が増加すると思われる。

もちろん、世界女性会議の行動計画を真摯に受けとめ、国内法制の条約との整合性を精査し、見直しを統一に行っている国もある。オーストラリアでは、あらゆる法制のチェックが行われ、女性が法制度にアクセスしやすくなる時に直面する問題、法的機関や政治的組織に女性が貢献しようとすることへの制約、家族法、移民法、刑法、社会保障法、商法に、外見的には中立に見えながら、ジェンダーによる偏りがあることが明らかにされた。同様に、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシアでも、検討が行われている。<sup>25)</sup>

一九九〇年代以降、遅まきながら世界各地で、フェミニズム国際法学が台頭した。<sup>26)</sup> その中核にあるのが、世界女性の権利章典といわれるこの条約である。法的枠組みとしての条約と実践的アジェンダとしての世界行動計画、とりわけ『北京行動綱領』の適切な運用を理論的に提示し、

相乗効果を図ることがフェミニズム国際法学の使命である。<sup>(27)</sup>

さいわい、CEDAWが、これまでに二五の一般的勧告を策定し、実施レポートの審議を通じて蓄積された知見を基に、条約の解釈を提示している。学界は、一般的勧告の理論分析を行い、その成果を各国政府やNGOに提供して、一般的勧告の履行を促すべきである。

## 第二章 女性差別撤廃委員会二五年の軌跡

### 一. 女性差別撤廃委員会 (CEDAW) の性格

CEDAWが、女性差別撤廃条約の実施を監視する機構として第一七条に位置づけられたのは、条約制定審議の最終段階、一九七九年の国連総会第三委員会であった。<sup>(28)</sup> それまでのCSW案では、CSW自らを監視機構としていた。CSWは、経済社会理事会の機能委員会のひとつであって経済社会理事会により選出される四五の委員国によって構成されている。人権条約は、当然のことながら、国家による個人に対する人権侵害の救済を目的とする機関であり、その監視機構が国家代表によって構成されるのでは、論理矛盾といふべきである。

その点、CEDAWは、「徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成され」、選出は締約国の指名する者の名簿の中から締約国会議において行われるものの、国家からは独立して「個人の資格で職務を遂行する」(条約第一七条)。

もつとも、委員の経歴を見ると、CEDAW委員は他の人権条約機構の委員と比較して、上級公務員や外交官など出身国の政策決定に携わる者の割合の多いことが指摘されている。<sup>(31)</sup> 二〇〇三年第三回日本レポート審議の際の委員構成は、公務員二人(うち外交官五人)、研究者四人、法律家四人、NGO関係者二人、一名欠員であった。<sup>(32)</sup> 必ずしも、公務員に中立的でない発言が多いわけではないし、公務員だからといって適任者がいないわけではないが、CEDAWは選任議定書の導入によって、いっそう准司法的色彩を強めており、委員には、国家から独立の専門家であることの必要性が高い。とりわけ、国益をバックに外交の最前線にいる大使や政策決定に携わる上級公務員が、他国のレポート審査にあたるのは適切ではない。

その点、日本国籍の委員は、赤松良子(国連公使、ウルグアイ大使、労働省婦人局長、文部大臣等を歴任)、佐藤ギン子(労働省婦人局長、ケ

ニア大使などを歴任)、多谷千香子(法務省検事、国連社会権規約委員、後に旧ユーゴ国際刑事裁判所判事などを歴任)、齋賀富美子(国連大使、ノルウェー大使、人権大使等を歴任)と上級公務員や外交官が続いたが、齋賀委員が国際刑事裁判所判事に就任したことから任期途中で辞任し、二〇〇八年一月より、林陽子(弁護士、早稲田大学大学院法務研究科教授、国連人権小委員会代理委員などを歴任)が齋賀委員の残りの在任期間を勤めている。林陽子委員は、二〇〇一年二月二六日、自由人権協会を代表して、内閣府にCEDAW委員の人選に関する申し入れを行った<sup>(33)</sup>経験もあり、国際人権に精通した法律家としての活躍が期待される。

## 二、女性差別撤廃委員会(CEDAW)の会合

CEDAWの会合の期間について、条約第二〇条一項は、「原則として毎年二週間を超えない期間会合する」と規定している。これは、他の人権機構と比べても格段に短く、締約国が増えるに従い、各国レポートの審議もバックログが多くなっていった。本来、四年ごとに行われるべき定期レポート審議も、たとえば、日本の場合、第二回から第三回までには、一年半も経過し、さらに第二回と第三回の審議は、二つのレポートを一括したものであった。他にも、選択議定書に基づく通報の審理、一般的勧告の策定など、CEDAWの任務は多岐にわたり、二三人の委員が適切な任務遂行を行おうとすれば、それなりの会合期間が確保される必要がある。一八五もの締約国を擁する条約のモニター機関が、年間二週間を超えない期間の開催では、物理的に任務を果たすことができない。

これについては、CEDAWの初期の段階から問題化し、一九九五年五月二二日の締約国会議の決定を受けて、同年二月二二日第五〇回国連総会は、「原則として毎年一回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件として、この条約の締約国会議において決定する」とする二〇条一項の改正を採択した<sup>(34)</sup>。

しかし、締約国会議自ら、「改正は、国連総会の承認の後、三分の二以上の締約国が、国連事務総長に受諾する旨文書で通告したとき効力を発生する<sup>(35)</sup>」としたため、未だに発効していない。ちなみに、二〇〇七年六月二〇日現在、この改正の受諾国は、四九か国に過ぎない<sup>(36)</sup>。しかし、一八五の締約国をもつ人権条約の四年毎にレポート審議を行う監視機構の会合が、毎年二週間以内で事足りるわけがない。現実には、暫定的な形で、国連総会決議により、一九九七年以降毎年二会合、特に二〇〇二年・二〇〇六年・二〇〇七年には三会合の会期をもってきた。さらに二〇

○七年の総会決議（議題63）は、二〇一〇年以降、条約改正の発効まで、三週間の会合と一週間のワーキンググループ会合を年三回開催し、二〇〇八年から〇九年までは計五回の会合（うち三回は、平行チェインバー制）を開催する権限をCEDAWに付与した。条約改正採択から一三年にもなるのに、なぜ、多くの締約国が早期に改正を受諾しないのか理解できない。ちなみに、日本は、二〇〇三年六月一二日、第三回日本レポート審議を前にこの改正を受諾している。

CEDAWは、次表のように、一九九三年以降二週間を超える期間会合するようになり、一九九七年以降複数回数の会期をもつようになった。第一会期から第四〇会期までの会期とその期間は以下のとおりである。

第一会期	一九八二年一月一八日～一月二二日	第二会期	一九八三年八月一日～八月二二日
第三会期	一九八四年三月二六日～四月六日	第四会期	一九八五年一月二日～二月一日
第五会期	一九八六年三月一〇日～三月二二日	第六会期	一九八七年三月三〇日～四月一〇日
第七会期*	一九八八年二月一六日～三月四日	第八会期	一九八九年二月二〇日～三月三日
第九会期	一九九〇年一月二二日～二月二日	第一〇会期	一九九一年一月二日～二月一日
第一一會期	一九九二年一月二〇日～一月三〇日	第一二會期*	一九九三年一月一八日～二月五日
第一三會期*	一九九四年一月一七日～二月四日	第一四會期*	一九九五年一月一六日～二月三日
第一五會期*	一九九六年一月一五日～二月二日	第一六會期①*	一九九七年一月一三日～一月三二日
第一七會期②*	一九九七年七月七日～七月二五日	第一八會期①*	一九九八年一月一九日～二月六日
第一九會期②*	一九九八年六月二二日～七月一〇日	第二〇會期①*	一九九九年一月一九日～二月五日
第二一會期②*	一九九九年六月七日～六月二五日	第二二會期①*	二〇〇〇年一月一七日～二月四日
第二三會期②*	二〇〇〇年六月一二日～六月三〇日	第二四會期①*	二〇〇一年一月一五日～二月二日
第二五會期②*	二〇〇一年七月二日～七月二〇日	第二六會期①*	二〇〇二年一月一四日～二月一日
第二七會期②*	二〇〇二年六月三日～六月二一日	〇二特別會期③*	二〇〇二年八月五日～八月二三日
第二八會期①*	二〇〇三年一月一三日～一月三一日	第二九會期②*	二〇〇三年六月三〇日～七月一八日

第三〇会期①*	二〇〇四年一月二日～一月三〇日	第三一會期②*	二〇〇四年七月六日～七月二十三日
第三二會期①*	二〇〇五年一月一〇日～一月二八日	第三三會期②*	二〇〇五年七月五日～七月二十一日
第三四會期①*	二〇〇六年一月一六日～二月三日	第三五會期②*	二〇〇六年五月一五日～六月二日
第三六會期③*	二〇〇六年八月七日～八月二五日	第三七會期①*	二〇〇七年一月一五日～二月二日
第三八會期②*	二〇〇七年四月一四日～六月一日	第三九會期③*	二〇〇七年七月二三日～八月一〇日
第四〇會期①*	二〇〇八年一月一四日～二月一日		

(\*)は、二週間を超える会合期間)<sup>37)</sup>

### 三、女性差別撤廃委員会（CEDAW）の事務局体制

二〇〇八年一月一日、CEDAWの事務局が、ニューヨークのDAWから、ジュネーブのOHCRRに移転した。これは、二〇〇六年三月一五日の国連総会決議により人権理事会が発足したことに伴う一連の国連人権機構改革の一環として行われたものである。

他の人権条約機構の事務局すべてがジュネーブのOHCRRにあるのに、CEDAWだけがニューヨーク国連本部のDAWにあることの功罪は、つとに論じられてきていた。たとえば、CEDAW自身、北京世界女性会議に向けた報告書で、「他の人権条約機構とは異なり、本委員会は、ジュネーブの人権センターにより、委員会の事務を処理されていない。一九九三年に、ウィーンからニューヨークに移転したDAWが、その事務局である。このことは、委員会が、一般的にいて、国連内部の人権活動のメインストリームから外されていることを意味する」と述べた<sup>38)</sup>。人権条約機構の事務局としてのサポート体制は、実績のあるジュネーブ人権センターが勝れているに違いないし、人権条約機構相互の関係の構築にもジュネーブは便利である。しかし、ニューヨークには、経済社会理事会の諮問資格をもつNGOのしっかりしたアンブレラ組織（the Conference of NGOs in Consultative Relationship with the United Nations、以下「CONGO」と称する）があり、経済社会理事会の機能委員会であるCSWへの強力なバックアップ機能をもっている。CEDAWの審議対象が、女性の人権である限り、CONGOの影響力は大きく、DAWが事務局であったことの意義も無視できない。齋賀富美子CEDAW委員（当時）によれば、CEDAW自身は、年間の会合のうち一回をニューヨークで開催することによって、この問題を克服しようとしている模様である<sup>39)</sup>。

### 第三章 女性差別撤廃条約の国家報告制度

#### 一. 国家報告制度の展開

女性差別撤廃条約は、締約国に対して、条約の実施のためにとった措置とそれによってもたらされた進歩に関する報告を、条約の効力発生から一年以内に第一次レポートを、その後は少なくとも四年ごとに定期レポートを、さらにはCEDAWの要請に基づいて特別レポートを提出することを義務付けている(第一八条)。これが、選択議定書の締約国となっていない条約締約国を対象とする唯一の国際的な実施措置である。

その報告には、条約実施のための障害や障害を克服するための措置を含めることが、一九八六年第五会期におけるCEDAWの一般的勧告第一号で確認されている<sup>(40)</sup>。国内における実態を知るため、CEDAWは、各国でのレポート策定時からCEDAWにおける審議まで、積極的にNGOの協力を求めてきた。

各国レポートのCEDAWにおける審議は、政府代表との「建設的対話(constructive dialogue)」と称され、CEDAW委員が締約国における条約実施がよりよく実現できるようアドバイスをするというスタンスで進行する。審議終了後、各国別に「最終コメント(concluding comments)」が公表される。CEDAWの審議や「最終コメント」の法的性格は、あくまでも拘束力のない「勧告」や「見解」の域をでない。そこで実施を確実にするために、NGOによるフォローアップが重要になる。

二〇〇八年二月第四〇会期までにCEDAWが審議した締約国レポート数は、つぎのとおりである。第一次レポート…一五七、第二次レポート…一四〇(未審議レポート…リビア)、第三次レポート…一二二(未審議レポート…アルメニア、ブルンジ、リトアニア)、第四次レポート…八六(未審議レポート…イスラエル、スロベニア)、第五次レポート…六六(未審議レポート…フィンランド、ドイツ、アイスランド、イギリス)、第六次レポート…二七(未審議レポート…ポーランド、ポルトガル、ルーマニア)、第七次レポート…二、特別レポート…五である<sup>(41)</sup>。

CEDAWは、各国レポートから得た報告や情報の検討に基づき、「一般的勧告(general recommendations)」を行うことができる(第二一条)。二〇〇八年二月第四〇会期までに、二五の一般的勧告が策定されており、現在、第二六号「移住女性」、第二七号「第二条締約国の義務」の策定が予定されている。第二条は、条約の根幹にかかわる条文であり、すでにNGOの主催する専門家会議が開催され、「条約第二条に関する

一般的勧告に含まれる可能性のある要素」がまとめられ、CEDAWの担当者に提出されている。

CEDAWの活動の初期に出された一般的勧告は、比較的短く、一会期に三つあるいは五つも策定した会期もあり、つぎのような個別案件を扱っていた。<sup>(4)</sup>「各国レポートの記載内容」(第一号、一九八六年)、「レポートのガイドライン遵守」(第二号、一九八七年)、「平等を阻害している慣行撤廃のための教育・広報プログラムの採用」(第三号、一九八七年)、「留保撤回の検討奨励」(第四号、一九八七年)、「暫定的な特別措置」(第五号、一九八八年)、「国内本部機構と広報」(第六号、一九八八年)、「財政的措置」(第七号、一九八八年)、「条約第八条国際的活動への参加の平等の促進」(第八号、一九八八年)、「女性の状況に関する統計データ」(第九号、一九八九年)、「女性差別撤廃条約一〇周年」(第一〇号、一九八九年)、「報告義務のための技術助言サービス」(第一一号、一九八九年)、「女性に対する暴力」(第一二号、一九八九年)、「同一価値労働に対する同一報酬」(第一三号、一九八九年)、「女性性器の切除」(第一四号、一九九〇年)、「AIDSの予防と抑制のための国内戦略における女性差別の回避」(第一五号、一九九〇年)、「農村および都市の家族会社における無償女性労働者」(第一六号、一九九一年)、「女性の家庭内の無報酬活動の測定と数量化および国民総生産におけるその承認」(第一七号、一九九一年)、「女性障害者」(第一八号、一九九一年)である。

CEDAWの最近の一般的勧告は、条文の詳細なコメントールとなっており、CEDAWによる条約の有権解釈的な要素が強くなってきている。「女性に対する暴力」(第一九号、一九九二年)、「婚姻および家族関係における平等」(第二一号、一九九四年)、「第七条政治的・公的活動における平等」(第二三号、一九九七年)、「第一二条女性と保健」(第二四号、一九九九年)、「第四条一項暫定的特別措置」(第二五号、二〇〇四年)がそれに当たり、「条約に関する留保」(第二〇号、一九九二年)、「条約第二〇条の改正」(第二二号、一九九五年)は、個別案件の系譜に属する。

締約国は、国別の「最終コメント」とともに、「一般的勧告」によって要請されている措置をとり、そのとった措置について次回のレポートに反映させることが求められている。<sup>(5)</sup>

## 二、女性差別撤廃委員会(CEDAW)の締約国レポート審議手順

CEDAWの主な任務は、国家報告制度に伴う条約の実施状況に関する締約国レポートの審議、一般的勧告の策定、選択議定書による個人通

報と調査制度への対応である。一九八二年の設立以来二五年の経験を経て、二〇〇六年一〇月、締約国レポート審議の作業概要が整理され明確になった。<sup>(46)</sup>

まず、レポートについては、作成のためのガイドライン<sup>(47)</sup>を定めており、第一次レポートには、一〇〇頁を超えない範囲で、条文毎に当該国の女性の状況に関する詳細な記述を要請している。第二次以降の定期レポートについては、長さを七〇頁以下とし、直前の「最終コメント」を使い、それ以降の展開に焦点を当てるよう求めている。しかし、「最終コメント」や一般的勧告の要求する項目も多く、多くのレポートが、指定の頁数より長くなっている。また、レポートの策定には、NGOの意見を反映するよう要請されている。

CEDAWは、三週間の会期の場合、通常一會期に八か国のレポートを審議する。締約国レポートが審議される会期の決定は、少なくとも二會期前に行われ、それとともに一人の委員が国別担当者 (country rapporteur) として指名される。その委員は、審議の一週間以上前に、審議される国についての概要を全委員に送付しなければならず、当日の審議が偏らないよう調整を行い、「最終コメント」案を策定し、他の委員との調整を図る。<sup>(48)</sup>

CEDAWにおける審議の行われる会期の直前の会期の終了後、次の会期のための会期前作業部会が開催される。<sup>(49)</sup>メンバーは、通常五人で構成されるが、後に述べる並行チェインバー制 (作業部会制) をとる場合には、最高一〇人までとなる。ここでは、国連機関やNGOからのブリーフィングが行われ、原則として三〇項目以下の「質問事項 (list of issues and questions)」が策定され、通常一週間以内に審議対象の締約国へ送付される。審議対象国は、六週間以内にこの質問事項に回答しなければならない。その長さは、二〇〜三〇頁を超えてはならない。

CEDAWは、最近の三週間の会期の場合、最初の二週間を締約国レポートの審議、最終週を一般的勧告、選択議定書に基づく通報の処理その他にあてる。第一週および第二週の初日には、国連機関およびNGOとの対話が行われる。締約国レポート審議は、傍聴が許されるが、第三週は、大部分が非公開の会合となり、一般の傍聴が認められない。<sup>(50)</sup>

CEDAWの審議は、「建設的対話」<sup>(51)</sup>とされ、当該締約国政府代表の出席の下、条約上の権利の実現を目指すものとして行われる。条約発効後一年以内に提出される第一次レポートの審議には、二会合 (二会合三時間) があてられ、政府代表による三〇分以内の冒頭報告の後、逐条的に審議が行われる。<sup>(52)</sup> 四年毎に提出される第二次以降の定期レポートの審議にも、二会合があてられ、政府代表による三〇分以内の冒頭報告の後、第一部 (一〜六条)、第二部 (七〜八条)、第三部 (一〇〜一四条)、第四部 (一五〜一六条) の四クラスターに分けて質疑が交わされる。委員は、

質問が重複しないように、また、質問回数も一か国に対して二回以内（一回三分以内）の質問、並行チェインバー制でも三回以内（一回五分以内）の質問に限定されており、その内容も会期前作業部会からの質問事項に焦点をあてることが要請されている。<sup>(84)</sup> なお、審議対象の締約国出身の委員は、審議には参加しない。<sup>(85)</sup>

政府代表についても、簡潔で端的な回答を要請しており、時間管理について厳格に定めている。これは、大変重要なことである。たとえば、一九九四年の第二回日本レポート審議では、政府代表による冒頭報告と会期前作業部会からの質問事項への回答が二時間も続き、委員からの質問が二日あわせても一時間足らず、最後の日本政府代表の回答はわずか一二分間となり、とうてい「建設的対話」といえるものではなかった。<sup>(86)</sup>

CEDAWが、締約国レポート審議の後、国別の「最終コメント」を提示するようになるのは、一九九四年以降のことである。「最終コメント」に含まれるのは、CEDAWにおける「建設的対話」で触れられた事項のみである。コメントは、(一) はじめに、(二) 肯定的な側面、(三) 主要な問題領域および勧告の三つの部分から構成される。第三部は、重要事項順になっていることに留意する必要がある。<sup>(87)</sup> ちなみに、第三回日本レポート審議の「最終コメント」第三部は、間接差別が最初の項目であった。<sup>(88)</sup> 「最終コメント」は、CEDAWのWebsiteで公開される。<sup>(89)</sup>

第三六会期、第三七会期、第三九会期に、臨時に平行した二つのチェインバー制が導入された。チェインバー制の下では、定期レポートのみが審議され、一会期に一四のレポートが扱われる。もちろん、「最終コメント」などは、CEDAWの全体会議で採択される。通常八か国のレポート審議しかできないことからすると能率がいいことは確かである。子どもの権利委員会がすでにチェインバー制をとっており、締約国の多い人権条約機構であることからするとCEDAWのチェインバー制導入もやむをえない趨勢なのかも知れない。<sup>(90)</sup>

### 三、女性差別撤廃条約とNGO

一九八五年ナイロビ世界女性会議NGOフォーラムに参加するまで、筆者には、NGOの影響力についての正しい認識がなかった。ナイロビのNGOフォーラムでは、七月一日から一九日まで、週末の二日間を除く七日間、延七六九種のワークショップが開催された。その中には、コロンビア大学とミネソタ大学ハンフリー研究所共催の「女性差別撤廃条約」という七日続きのワークショップがあり、連日、政府代表も、CEDAW委員も、NGOメンバーに混じって自由に参加していた。<sup>(91)</sup>

その中心にいたミネソタ大学のArvonne Fraserやコロンビア大学(当時)のRebecca Cookたちは、翌一九八六年、国際女性の権利監視協会(IWRRAW)<sup>(62)</sup>を設立し、CEDAWのサポートを開始した。IWRRAWは、毎年、CEDAWの開会前日に、CEDAWメンバーとNGO合同のレセプションを主催し、度々セミナーを開催した。また、CEDAWの会期毎に、その会期に審議される締約国すべてを網羅したNGOレポートをつくって、CEDAWメンバーに配布した。そのニュースレター「Women Watch」は、全世界五千人の会員に配布され、女性の人權問題に警告を発した。一九九二年、「Women's Rights are Human Rights」を合言葉に、女性の人權の周縁化を最初に告発したのも、IWRRAWである。<sup>(63)</sup>

IWRRAWが行った途上国の女性たちへの研修から頭角を現したのが、マレーシア国籍のMary Shanhi Dairianであり、彼女が中心になって設立したのが、IWRRAW Asia Pacific (以下「IWRRAW AP」と称する)である。彼女は、二〇〇八年現在、CEDAW委員であり、ラポラツールも勤めている。いまや、草創期のIWRRAWの役割をIWRRAW APが引き継いだ格好である。IWRRAW APは、「女性差別撤廃条約の実施・監視のためのトレーニングワークショップ」を開催し、「女性差別撤廃条約第二条に関する専門家会議」を共催した。<sup>(64)</sup>

CEDAWは、当初よりNGOからの情報を求めてきた。情報は、会期前作業部会も、自国のレポートの審議される会期のCEDAWのどちらも受けつける。NGOの代表は、会期前作業部会でも、CEDAWの会期でも発言の機会がある。作業部会では、その会期の初日に、CEDAWの会期では、第一週に審議される締約国については第一週の初日に、第二週に審議される締約国については第二週の初日に時間が割り当てられる。ただし、一か国一〇分程度の短時間である。<sup>(65)</sup>

NGOは、独自のレポートを、委員に配布するため、会期前作業部会であれば一五部、CEDAWの会期であれば四〇部コピーして、持参することができる。もし、代表が出席しない場合には、できる限り一週間以上前にCEDAW事務局に送付すれば、全委員に配布される。なお、NGOは、IWRRAW APにe-mailすれば、電子媒体および／あるいはハードコピーで、あらかじめCEDAW委員に当該情報を送付する労をとってくれる。電子媒体なら三週間前までに、ハードコピーを希望するなら七週間前までに、e-mailする必要がある。以上は、CEDAWの公式サイトに記載されており、いかにIWRRAW APがCEDAWの信頼を得て各国のNGOのサポートをしているかがわかる。

IWRRAWの姉妹NGOとして、一九八七年に日本でスタートしたのが国際女性の地位協会(Japanese Association of International Women's Rights 以下「JAIWR」と称する)である。女性差別撤廃条約の研究・普及団体として、二〇年の実績をもち、一九九八年以降は、国連経済社会理事会の諮問資格のあるNGOとなった。ほとんど毎年、会員がCEDAWの傍聴に出かけ、年報『国際女性』を発行し、研究書

や啓蒙書を刊行し、シンポジウムやセミナーを開催したりしている。<sup>(67)</sup>

とりわけ、二〇〇三年の第三回日本レポート審議を前に、JAIWRが呼びかけて設立した「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク」(Japan NGO Network for CEDAW以下「JNNC」と称する)<sup>(68)</sup>の活動には顕著なものがあつた。会期前作業部会(二〇〇三年二月三日)には、五団体一三人がニューヨークへ飛び、九団体のNGOレポートを委員に手渡し、およそ五〇分間の質疑応答をすることができた。CEDAWからの質問事項へのNGO回答をつくり、内閣府に手渡し、それに加えて一九団体のNGOのレポートと一本化したサマリーレポートをCEDAW事務局に送付した。七月には、一六団体五七人が、国連本部に集結。JNNC独自のNGOブリーフィング、CEDAW会期内の非公式ブリーフィングを行い、日本レポート審議を傍聴した。

JNNCは、出発前に国内において二回省庁交渉をし、さらに「最終コメント」のフォローアップのための省庁交渉を二〇〇四年と二〇〇六年の二回行った。<sup>(69)</sup>これら一連の活動は、条約がもつ国家報告制度という実施措置を活用することに貢献したと評価できる。CEDAWは、未だ公式な「最終コメント」のフォローアップまでは、実現できていない。<sup>(70)</sup>報告制度の各ステップで、NGOの対応が必要となっている。

## おわりに

日本は、一九八五年に女性差別撤廃条約を批准した。これまで条約実施状況に関する五つのレポートを国連に提出し、CEDAWにおいて三回の審議が行われた。この間、直接間接に条約の影響を受けて、国内法制に変化があつたことは誰しも認めるところである。男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、育児・介護休業法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律等々の制定がそれにあたる。他方、北京行動綱領などの要請にもかかわらず、日本においては、条約を基礎におく包括的な法制の見直しは出来ておらず、一九九六年の法制審議会の家族法の改正要綱も一向に陽の目をみない。

日本の第六次レポートの提出期限は、二〇〇六年七月二五日であり、CEDAWのサイトにはその旨記載されている。その提出期限からすでに一年七か月を経過したのに、未だに第六次レポートは提出されていない。内閣府は、二〇〇五年秋には、第六次レポートについてパブリックコメントを求めたし、一月一九日には、第六次レポートについてNGOに聴く会を開催した。二〇〇六年三月には、省庁からの回答を聞く会

もあつた。しかるに何故、その後二年も放置されているのだろうか？

一九九三年、JAIWRは、第二次レポートの内容の貧弱さに愕然として、日本レポートの主管官庁を外務省から当時の総理府婦人問題担当室にすべきであるという申し入れを、外務省と総理府双方に行ったことがある。レポート作成のための担当機関は、女性問題に関する国内本部機構が調整役を担うべきであるという、CEDAW事務局からの要請にも合致するものでもあつた。<sup>(1)</sup>

かくして、第三次レポート以降のとりまとめは、内閣府男女共同参画局に移行しているが、どうも内閣府と外務省の連携がいまひとつスムーズでないように思われてならない。第六次レポートの策定に向けて、二年前から取り組んでいたのにこのように遅れること自体が理解できない。すでにNGOからのコメントも、政府のデータ自身も内容改定の必要が生じているのであつて、行政組織のしっかりした日本のような国が提出期限を遵守できないのは問題である。

もう一つ日本政府に要請したのは、一刻も早く、女性差別撤廃条約選択議定書を批准することである。一九九九年の選択議定書採択によつて、条約の実施措置には、個人通報制度と調査制度が加わり、格段の強化が図られた。二〇〇三年のCEDAWにおける日本レポート審議でも、その後の「最終コメント」でも、選択議定書批准のメリットが示され、日本の一刻も早い批准が強く求められている。<sup>(2)</sup>

日ごとにグローバル化が進展する今日、人権条約を批准し、国際的な人権スタンダードをお座なりでなく取り入れることが、国家が国際社会で名譽ある地位を占める唯一の道である。女性差別撤廃条約の求めるジェンダー平等社会に向けた誠実な努力こそ、男女共同参画社会基本法のいう二一世紀わが国の最重要課題たる男女共同参画社会の構築に資するものである。

(再校後の2008年5月7日、第6次日本レポートが、外務省と内閣府男女共同参画局のホームページに公開された。それによれば、2008年4月提出となっている。)

注

(1) UN Treaty Series, vol.1249, No.20378, p.13 制定過程については、山下泰子『女性差別撤廃条約の研究』尚学社、一九九六年、六五―八二頁、参照。

(2) E/CONF.66/34, 1976, para.16, para.198.

(3) A/CONF.94/35, p.89, paras.252, 253.

- (4) A/CONF.116/28/Rev.1, para.60.
- (5) A/CONF.177/20, paras.7, 230, 322-323.
- (6) A/S-23/10/Rev.1, paras.68, 85.
- (7) E/CN.6/2005/L.14 March 2005, para.4.
- (8) <http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/8.htm> (二〇〇八年二月一九日検索)
- (9) [http://en.wikipedia.org/wiki/United\\_Nations\\_member\\_states](http://en.wikipedia.org/wiki/United_Nations_member_states) (二〇〇八年二月二〇日検索) については、二〇〇二年九月二七日現在一九一か国としているが、クック諸島やキルギスタンの加盟にたり、一九三か国になっている。
- (10) 山下泰子「女性差別撤廃条約の展開」勤草書房、二〇〇六年、五四―五五頁。なお、以下のOHCORのサイトで、常に各国の留保の状況を知ることが出来る。  
[http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/8\\_b.htm#declarations](http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/8_b.htm#declarations)
- (11) E/CN.6/608, p.52.
- (12) A/CONF.157/24, Part I, chap. III, sect. II, para.40, Vienna Declaration and Programme of Action, para.5, 1993.6.25.
- (13) Expert Group Meeting on the Adoption of an optional Protocol to the Convention of the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, “The Adoption of a Petition Procedure under the Convention”, University of Limburg, Maastricht, Netherlands, 29 September-1 October 1994, Andrew Byrnes, “The Committee on the Elimination of Discrimination against Women- Development during 1994, Japanese Association of International Women’s Rights (ed.), *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: A Commentary*, Shogakusya, Tokyo, 1995, pp.430-431.
- (14) A/50/38,pp.8-11 (Suggestion No.7).
- (15) A/CONF.177/20, para.230 (k).
- (16) A/RES/54/4 山下「前掲書(注10)」六二―六四頁。
- (17) <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/index.htm> (二〇〇八年二月一九日検索)
- (18) <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/protocol/dec-views.htm> (二〇〇八年二月一九日検索)
- (19) CEDAW/C/2005/OP.8/MEXICO.
- (20) 国際女性の地位協会訳『女性差別撤廃条約選択議定書活用ガイド』国際女性の地位協会、二〇〇七年参照。
- (21) 国際女性の地位協会編『国際女性』第二二号(二〇〇七年)一〇二頁、一三二―一三六頁。
- (22) 国連児童基金「二〇〇七年世界子供白書」日本ユニセフ協会、二〇〇七年、七八頁。
- (23) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現を目指して」二〇〇七年七月、九頁。
- (24) H. Charlesworth, C. Chinkin, *The Boundaries of international law: A feminist analysis*, Manchester University Press, 2000 阿部浩己監訳『フェミニスト国際法：国際法の境界を問う直ち』一四三頁。
- (25) 阿部監訳『前掲書(注24)』一四一―一五頁。
- (26) 山下「前掲書(注16)」五一―六頁。
- (27) 山下泰子、植野妙美子編著『フェミニズム国際法学の構築』中央大学出版部、二〇〇四年、参照。
- (28) 内閣府仮訳「女子差別撤廃委員会による一般的勧告(第一号―第二五号)」国際女性の地位協会編『国際女性』第二二号(二〇〇七年)、一〇一―一三六頁。

- (29) 山下泰子構成・執筆「最大のイッシュュー―女性差別撤廃委員会の誕生」赤松良子・中田美子・松本泰子・山下泰子編『ひとすじの道 中村道子ライフストーリー』国際女性の地位協会、二〇〇七年、七三―七四頁。
- (30) E/CN.608, Annex.
- (31) 渡辺美穂「女性差別撤廃委員会の構成と性格」山下、植野編著『前掲書(注27)』一七四―一七六頁。
- (32) 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク「第二九会期女性差別撤廃委員会委員プロフィール」国際女性の地位協会『国際女性』一七号、二〇〇三年、一八五頁を参考に算出した。
- (33) 自由人権協会「人権新聞」二〇〇二年一月二五号。
- (34) A/RES/50/202, 詳しくは、山下『前掲書(注1)』二九四―二九六頁参照。
- (35) CEDAW/SP/May 22, 1995.
- (36) [http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/8\\_a.htm](http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/8_a.htm) (二〇〇八年二月一九日検索)
- (37) 山下威士作成「女性差別撤廃条約・選択議定書締約国レポート提出・審議状況一覽」『国際女性』二二号、二〇〇七年、一三―三三頁より作表。
- (38) CEDAW, “Progress achieved in the Implementation of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women” (A/CONF.177/7 June 21, 1995)
- (39) 齋賀富美子「女子差別撤廃委員会第三六・三七・三八会期報告」『国際女性』二二号、二〇〇七年、二〇頁。
- (40) 内閣府仮訳「一般的勧告第一号」(第五会期、一九八六年)『国際女性』二二号、二〇〇七年、一〇―一頁。
- (41) 他の人権条約機関との調整について「一般コメント (general comments)」と改称される予定(齋賀『前掲(注39)』二二頁)。
- (42) 山下威士「前掲(注37)」一三―三三頁。 <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/index.htm> (二〇〇八年二月二八日検索)。
- (43) 近江美保「女性差別撤廃条約第二条に関する専門家会議報告」『国際女性』第二二号(二〇〇七年)一四六―一五〇頁。
- (44) 内閣府仮訳「女子差別撤廃委員会における一般的勧告(第一号、第二五号)」『前掲(注40)』一〇―一三六頁。
- (45) Ilic, Zagorka, “Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women” UNTAR (ed.), *Manual on Human Rights Reporting Under Six Major International Human Rights Instruments*, 1990, 吉崎邦子・米田真澄訳「人権レポート作成マニュアル―女子差別撤廃条約」『国際女性』九―二、一九九一年、六八―八二頁。
- (46) CEDAW/C/2007/L/4/Add.1, Ways and means of expediting the work of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women — Overview of the working methods of the CEDAW.
- (47) ガイドラインは、一九八三年及び一九八八年に策定され、一九九五年及び一九九六年に修正された。現在の最終版は、二〇〇二年六月、二七会期の修正によるものである(A/57/38 (Part II), annex, CEDAW/C/2007/L/4/Add.1, paras.4-6)。齋賀『前掲(注39)』二〇―二二頁。
- (48) CEDAW/C/2007/L/4/Add.1, paras.7-8.
- (49) CEDAW/C/2007/L/4/Add.1, paras.9-12 第三回日本レポート審議の際の「会期前作業部会」については、田中恭子「第四次・第五次日本レポート審議にむけたNGOの取り組み」赤松良子・山下泰子監修『女性差別撤廃条約とNGO』明石書店、二〇〇三年、四二―四六頁。
- (50) 齋賀『前掲(注39)』二二頁。
- (51) 対話を重視するため、政府代表の出席がなければ、レポート審議は行われない。逆に、例外的に、レポートがなくとも、政府代表の出席があれば、審議が行われる場合はありうると思われる(CEDAW/C/2007/L/4/Add.1, para.19)。

- (52) 齋賀委員は、ほとんどの国の政府代表が女性問題担当大臣であるのに、日本はこれまで官僚が勤めており、政治家が参加して自ら雰囲気を経験しなければ、政治的イニシアティブはとれない、と指摘し、少子化・男女共同参画担当大臣の参加を奨励している(齋賀「前掲」(注39)「二二頁」)。
- (53) 一・二条、七・八条、一五・一六条のみ、クワスターとして扱われる(CEDAW/C/2007/4/Add.1, para.14)。
- (54) CEDAW/C/2007/4/Add.1, para.15。
- (55) CEDAW/C/2007/4/Add.1, para.21 第二回日本レポート審議(一九八八年)の際、赤松良子委員が、夫婦の氏の問題について発言したのは、現在では許されない。
- (56) 山下「前掲書」(注一)「四〇二―四〇九頁」。
- (57) CEDAW/C/2007/4/Add.1, paras.22-25。
- (58) CEDAW/C/2003/IV/CRP.3/Add.1/Rev.1, paras.21-22。  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/index.htm>
- (59) CEDAW/C/2007/4/Add.1, paras.27-28 齋賀「前掲」(注39)「二〇頁」。
- (60) 山下泰子「女子差別撤廃条約とナイロビNGOフォーラム」婦人研究者グループ編『世界女性の「将来戦略」と私たち』草の根出版会、一九八六年、三五―三七頁。
- (61) Arvonne Fraser, "The International Women's Rights Action Watch (IWRAW)", *She's No Lady*, Nodin Press, 2007, pp.240-253.
- (62) 山下泰子「第七回国際女性の権利監視協会(IWRAW)セミナー報告『国際女性'92』」尚学社、一九九二年、四二―四九頁。
- (63) 大石由紀「女性差別撤廃条約の実施・監視のためのトレーニングワークショップ『From Global to Local』に学ぶ」『国際女性』第一七号、二〇〇三年、八六―九一頁。
- (64) 近江美保「女性差別撤廃条約第2条に関する専門家会議」『国際女性』第二二号、二〇〇七年、一四六―一五〇頁。
- (65) UN Division for the Advancement of Women, NGO Information Note (<http://www.un.org/womenwatch/daw>) 二〇〇八年二月二〇日検索)
- (66) 国際女性の地位協会編『国際女性の地位協会一〇年のあゆみ』一九九七年、「国際女性の地位協会二〇年のあゆみ」二〇〇七年、参照。
- (67) 赤松良子・山下泰子監修、JNNC編『女性差別撤廃条約とNGO』明石書店、二〇〇三年。
- (68) 山下泰子「第二九会期女性差別撤廃委員会『最終コメント』のフォローアップについて」大石由紀(テープ起こし・記録)・稲元周子(整理・コメント)「二〇〇四年と二〇〇六年のJNNCの省庁交渉の軌跡」『国際女性』第二〇号、二〇〇六年、六六―一二〇頁。
- (70) CEDAW/C/2007/4/Add.1, para.18。
- (71) 山下泰子「東京における女子差別撤廃条約に関する地域セミナーについて」『国際女性'91-Ⅱ』一九九一年、八五頁。
- (72) 山下泰子「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求めて」日本学術協力財団『学術の窓』二〇〇七年二月号、九〇―九四頁。